

▶ ロシアプラクティスチーム・ニューズレター

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のロシアプラクティスチーム責任編集のニューズレターを不定期でお届けしています。ロシアは市場整備の一環として、現在でも民商事法関係の法令改正が頻繁に行われており、最新の法令情報を正確に把握することが重要です。当事務所のロシアプラクティスチームは、経験豊富な弁護士を中心に日本企業の皆様に対し、進出支援、M&A、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ロシアにおけるビジネス上の紛争解決について

— ロシアの司法制度、国内外における紛争解決手段の概要

[Page 1/3]

2020年12月 No.RUS_004

はじめに

ロシアにおいて事業を遂行する、またはロシア企業と取引を行う中で、合併パートナーとのトラブルや取引先からの支払い拒絶等の予期せぬ紛争が発生することもあります。

今回は、日系企業とロシア企業間におけるビジネスにまつわるトラブルの発生を念頭に、ロシア国内裁判所、国際仲裁を利用する紛争解決の概要を解説します。

紛争解決方法の選択—裁判と仲裁

日系企業とロシア企業間でトラブルが生じた場合、まずは、訴え提起等の法的措置が取られることを意識し、証拠の保全・収集や、時効の確認といった措置を取りつつ、弁護士名義での書面送付や、交渉をとおして解決を図るべきでしょう。

当事者間での協議が決裂した場合、法的な紛争解決手段としては、ロシア国内・外での裁判、または仲裁が考えられます。一般論として、仲裁による場合、審理手続が非公開となり、仲裁廷の構成や使用言語について当事者が選択できることから、事案の性質（事件の性質、請求金額、紛争発生地等）によりますが、クロスボーダーの紛争事案においては、国外での仲裁が好まれる傾向にあります。ただし、ロシア法の制限により、ロシア企業の組織に関する紛争等、裁判による解決が必要とされるケースもあるため注意が必要です。

以下、それぞれの手段について概要を解説します。

(1) ロシア国内裁判の利用

ロシア国内の裁判は、後述の理由から、外国投資家からは避けられる傾向にはありますが、事案の経緯や性質から国内裁判所を利用しなければならない場合もあるでしょう。

例えば、ロシア企業から一方的にロシア国内裁判所を管轄裁判所として訴えを提起され、日本本社宛に訴状が送られてくるケースが考えられます。この場合、応訴するにあたっては、日露両国は「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における

送達及び告知に関する条約（ハーグ送達条約）」に加盟していることから、同条約に従った適切な送達手続が踏まれているかの確認も重要です。

裁判手続の概要については、「ロシア国内における裁判手続の流れについて」で説明します。

(2) ロシア国外裁判の利用

日本を含む国外での裁判は、仮に勝訴判決を得られた場合においても、相互保証の関係上、ロシア国内での執行が困難となる可能性があります。過去には、ロシアで日本の裁判判決の執行が認められた事例もありますが、これが確立された実務ということではなく、日本の裁判判決がロシアで執行できない可能性もあるため注意が必要です。

(3) 国内・外での仲裁手続の利用

仲裁については、ロシア国内の仲裁が選択されることはあまりないようです。

ロシアは外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に加盟しているため、国外の仲裁判断の執行も可能であり、実際にロンドンやストックホルムにおける国際仲裁が外国投資家からは好まれる傾向にあります。

ただし、裁判と比較して、弁護士費用等のコストは高額になることが予想されるため、コスト倒れとなることがないよう、案件規模等に応じて慎重な判断が必要です。

ロシアにおける司法制度の概要

ロシアの法体系は、英米法ではなく、日本と同様に大陸法系に属することから一定の親和性はあるものの、連邦制を採用していることや、ソヴィエト時代以降の歴史的背景等もあり相違点を容易に理解しがたい部分もあります。

日本人が勘違いを起こしやすい典型的な例を紹介すると、ロシアにおけるビジネスに関連する紛争は基本的に「商事裁判所」の管轄に

なりますが、この訳語として「仲裁裁判所」が当てられる場合があります。これは、ロシア語の「Арбитражный суд (Arbitration court)」の訳語の問題ですが、ソヴィエト時代には、原則として企業間の紛争とは、国営企業間での紛争であったため、国の仲裁により解決されていたという背景の名残りといえそうです。

この他、ソヴィエト時代には、社会主義的な観点から司法権の他の権力からの独立は憲法上明記されず、判例の拘束力も一般的に否定される等のソヴィエト法的な影響も見られました。過去の裁判例について付言すると、日本でいう「判例」は実務上あまり重視されず、最高裁判所が発行する「総会決定」が法令解釈の指針として一定の役割を果たしています。

また、ソヴィエト崩壊後においても、2014年に最高商事裁判所と最高裁判所が統合され、新最高裁判所はモスクワからサンクトペテルブルクに移転される等大きな変革が続いています。

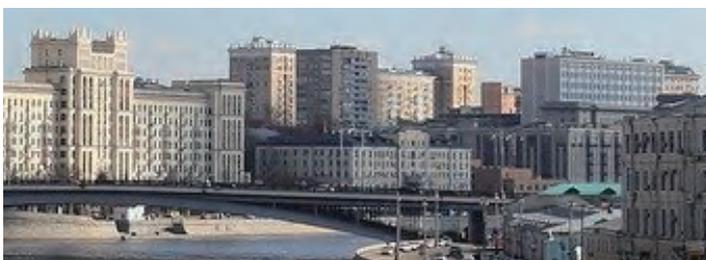
また、一般的な商事紛争については、国内裁判所においても公正な判決が得られるといわれていますが、ロシアは腐敗指数ランキングで、ケニアやウガンダと並び137位といまだに悪い状況にあり、^[1]外国企業からロシア国内裁判所の利用が避けられる一因の一つとなっていそうです。

もう一点注意が必要な点として、弁護士制度があります。日本では、紛争解決における代理人となることは原則として弁護士のみ認められていますが、ロシアにおいては、民事事件の代理については弁護士資格を有する者(Адвокат(advocate))の他、一定の法学教育を受けたユリスト(Юрист、「法律家」の意味)が代理人になることも多く見られます。このような事情から、代理人の適性について慎重に見極める必要があります。

ロシア国内における裁判手続の流れについて

かつて、ロシアには憲法裁判所、連邦最高(通常)裁判所、連邦最高商事裁判所の3系統の裁判所がありました。2014年には最高裁判所と最高商事裁判所が統合されていますが、依然として第一審段階では通常裁判所と、商事裁判所が存在しており、原則として企業間または企業と個人事業者間の紛争は商事裁判所が管轄権を有することになります。日系企業が、ロシアのビジネスパートナーや取引先等との紛争が生じた場合も、商事裁判所が管轄を有するケースが多いと思われます。

ロシア国内における商事裁判手続については、ロシア連邦商事訴訟法典^[2]で規定されており、その手続概要は以下のとおりです。



(1) 訴訟提起

訴えは、当事者間での合意等がない場合、原則として被告所在地を管轄する第一審裁判所に提起されることになります。ただし、日本にしか住所がない場合においても、外国企業の支店がロシア国内にある場合や、履行地がロシア国内である場合等、一定の場合にはロシアの裁判所が管轄権を有する場合がありますとされています。

ロシアの裁判実務における大きな特徴の一つとして、オンライン化の促進が挙げられます。書面提出をオンラインで実施可能で、裁判所ウェブサイト^[3]で期日の進行や、裁判所が発行した決定書等が公開されています。

(2) 公判審理

訴えが適法に提起されると、予備的公判手続が開かれ、証拠提出や手続書面の提出を通して論点の整理等が行われます。予備的公判が終了すると、本案手続が開始されます。

(3) 判決・控訴

第一審手続の平均的な審理期間は、地域によっても差がありますが3-4ヶ月程度とされています。

第一審判決は、判決の日から1ヶ月後に確定となります。裁判所の裁量により、敗訴当事者に対して弁護士費用を含む訴訟費用を請求することが可能ですが、勝訴当事者が実際に支出した金額が支払われるのではなく、合理的な範囲内での支払が命じられるため、弁護士費用全額の回収は難しいと思われます。

商事裁判は憲法構成主体裁判所(地方裁判所)、控訴審商事裁判所、破棄審裁判所、及び最高裁判所からなる4段階となっており、判決に対して不服のある当事者は、判決の日から法定の期間内に上級審による手続を求めることが可能です。

最後に

ロシア企業と取引を開始するに際しては、紛争発生時における裁判判決・仲裁判断の執行可能性まで踏まえ、紛争解決手段について検討すべきです。また、トラブルが発生した際には早期に現地事情に精通した専門家と協議し適切な措置をとることが肝要です。

[1] Transparency International (最終閲覧日: 2020年11月30日)
<https://www.transparency.org/en/cpi/2019/results/table>
[2] 2002年7月24日付ロシア連邦法第95号FZ「ロシア連邦商事訴訟法典」"Арбитражный процессуальный кодекс Российской Федерации" от 24.07.2002 N 95-ФЗ
[3] 商事裁判手続きについて :<https://kad.arbitr.ru/>

他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス ベトナムビジネス インドビジネス ロシアビジネス
再生可能エネルギー 農林水産 イノベーション／テクノロジー その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

担当弁護士

弁護士 湯澤 正（パートナー/東京弁護士会所属）

Tadashi Yuzawa



> [View Profile](#)

【学歴】

東京大学教育学部卒業
成蹊大学法科大学院修了
モスクワ大学ロシア語講座短期留学

【職歴】

丸紅株式会社
株式会社野村総合研究所
クレア法律事務所
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（2015年～）

【所属団体】

日露法律家協会会員

受賞

The Best Lawyers in Japan 2018-2021
-International Business Transactions

【取扱分野】

ロシア法務、ロシア進出支援（ヨーロッパロシア、極東地域を含む）、国際商取引、証券訴訟、国内外の危機管理

【言語】

日本語、英語、ロシア語

【出版物】

- 「ロシアにおける知的財産制度の概要・留意点」
月刊ザ・ローヤーズ 10月号（2016年）<共著>
- 連載「ロシア法 入門の入門」
月刊ロシア通信（2014年9月～）

【Web 掲載記事】

- 「ロシアの個人情報法制」
IJ ビジネスリスクマネジメントポータル（2017年8月）

弁護士 三浦 康晴（アソシエイト/第二東京弁護士会所属）

Yasuharu Miura



> [View Profile](#)

【学歴】

慶応義塾大学法学部法律学科卒業
東京大学大学院法学政治学研究所修了

【職歴】

TCG 国際弁護士法人
Asia Pacific International Law Firm（ベトナム）出向
（2017年2月～）

【所属団体】

日露法律家協会会員

【取扱分野】

ロシア法務、ベトナム法務、国際取引、海外進出支援、一般企業法務

【言語】

日本語、英語、ロシア語

【出版物】

- 「ロシアにおける知的財産制度の概要・留意点」
月刊ザ・ローヤーズ 10月号（2016年）<共著>

【Web 掲載記事】

- 「ロシア税関実務のトピック～ユーラシア経済連合（EEU）関税基本法発効を踏まえて～」 SMBC・ロシアレポート～貿易編（2018年9月）

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ロシアプラクティスチーム

E-mail: aandsrussia@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。